

件名	説明
----	----

1 秋田市職員給与条例等の一部を改正する件

一般職の職員の給料月額ならびに期末手当
および勤勉手当の支給割合を改定するととも
に、自宅に係る住居手当を廃止するため、改
正しようとするもの

- 1 医療職給料表(1)を除く全給料表の若年層以外の給料月額を改定する。
- 2 住居手当の支給対象から、その所有に係る住宅に居住している職員を除く。
- 3 期末手当および勤勉手当の支給割合を次のように改める。

注 () は現行。なお、再任用職員についても引下げを実施

○施行期日等 平成21年12月1日から。ただし、2の住居手当および3の6月期の期末手当の改正については平成22年4月1日から。条例の施行に関し所要の調整を行う。

2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、給料月額および期末手当の額を減ずる暫定的な特例措置について定めるため、改正しようとするもの

1 期末手当の支給割合を次のように改める。

注 () は現行

2 平成21年12月1日から平成22年11月30日までに支給する給料月額、市長にあっては現行の額の10%、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては現行の額の10%、非常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては現行の額の10%、

ては現行の額の５％を減じた額とする。

- ３ 平成21年12月１日から平成22年11月30日までに支給する期末手当の額は、市長にあっては算出した額の10％、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては算出した額の５％を減じた額とする。

○施行期日 平成21年12月１日から

- ３ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件

○改正理由

教育長の期末手当の支給割合を改定するとともに、給料月額および期末手当の額を減ずる暫定的な特例措置について定めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

- １ 期末手当の支給割合を次のように改める。

６月期	12月期	合 計
1.40月（1.55月）	1.60月（1.70月）	3.0月（3.25月）

注 （ ）は現行

- ２ 平成21年12月１日から平成22年11月30日までに支給する給料月額は、現行の額の５％を減じた額とする。

- ３ 平成21年12月１日から平成22年11月30日までに支給する期末手当の額は、算出した額の５％を減じた額とする。

○施行期日 平成21年12月１日から

「 単 行 案 」 ２ 件

- ４ 平成21年度秋田市一般会計補正予算（第５号）に関する専決処分について承認を求める件

○予防接種事業に要する経費を補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・ 専決処分年月日 平成21年11月13日

・ 補 正 額 363,059千円

・ 補正後の一般会計予算額

118,083,839千円

※専決処分した理由

新型インフルエンザ対策として、国が定めた優先接種対象者に対し、ワクチン接種費用の全部または一部を助成するため、その経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため

※提出根拠法：地方自治法第179条第３項

5	秋田市大森山動物園会計への繰入額を変更する件	○大森山動物園会計に対する一般会計からの繰入額を変更しようとするもの ・変更前 451,101千円以内 ・変更後 451,595千円以内 ・増減額 494千円増 ※提出根拠法：地方財政法第6条
「 予 算 案 」 2 件		
6	平成21年度秋田市一般会計補正予算（第6号）の件	○資料別紙
7	平成21年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第4号）の件	